

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0130第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0130第1号」

適用日 平成27年2月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
IgG ₂	388点	免疫学的検査 144点	「D014」 自己抗体検査 の29	ア. IgG ₂ は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG ₄ の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、ネフェロメトリー法による。 ウ. 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
BRAF V600	6520点	病理 150点	「N005-2」 ALK融合遺伝子 標本作製	ア. BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

* 現時点では、検査を受託することができません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。